

ニュージーランド産りんご生果実に関する植物検疫実施細則（平成5年6月1日付け5農蚕第3724号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第24のニュージーランド産のガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバーン種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年3月10日農林水産省告示第353号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の付表第24のニュージーランド産のガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバーン種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年3月10日農林水産省告示第353号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
3 こん包及びこん包場所 (1) [略] (2) こん包場所 ア イ [略] イ ウ 毎日、使用開始前に内部が殺虫剤で消毒され、さらに、必要に応じて消毒が行われること。並びに毎年使用開始前に及び必要に応じて内部が次亜塩素酸ナトリウム水溶液等で消毒されること。	3 こん包及びこん包場所 (1) [略] (2) こん包場所 ア イ [略] イ ウ 毎日、使用開始前に内部が殺虫剤で消毒され、さらに、必要に応じて消毒が行われること。並びに毎年使用開始前に及び必要に応じて内部が次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒されること。